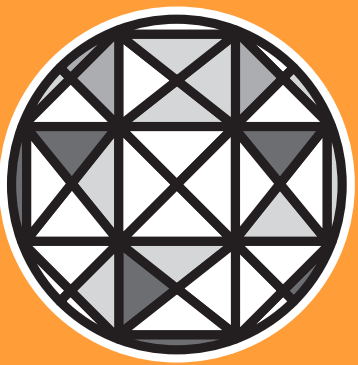




社会福祉法人

ひらイルミナル

TOPICS

2025

社会福祉法人ひらイルミナル

ANNUAL REPORT HIRAI-LUMINAL A GOGO!!!!

ANNUAL REPORT

HIRAI-LUMINAL A GOGO!!!

INDEX

代表挨拶	01
トピックス	02-11

法人紹介

令和7年度の会議一覧	12
令和7年度の役員等一覧	12
法人理念	13
法人概要	14
沿革	15

対話と余白からはじまる、これからの福祉

皆さまには、日頃より当法人の活動に温かいご理解とご支援を賜り、心より御礼申し上げます。

今年も世界では、戦争や紛争が続き、多くの命や日常が失われる現実に向き合っています。また、物価高騰やエネルギー問題、AIの急速な普及と進歩など、世界情勢の変化は私たちの暮らしにも大きな影響を及ぼしています。先行きが見えにくい時代の中で、不安や孤立、生きづらさを抱える方は、地域の中でも確実に増えているように感じます。

こうした社会だからこそ、社会福祉法人の役割はより重要になっています。福祉とは、単に制度サービスを提供することではなく、「一人ひとりの暮らしと尊厳を守ること」であり、人と人とのつながりを支え続ける営みであると、私たちは考えています。

一方で現在、福祉業界全体では深刻な人材不足や担い手の定着が大きな課題となっています。支援ニーズが複雑化する中で、現場にはこれまで以上に高い専門性や柔軟な対応力が求められていますが、全国的に人材確保や育成に苦慮している現状があります。価値観や働き方が多種多様化する中で、人材が安心して働き続けられる組織づくりが、いま社会福祉法人全体に求められていると感じています。

そのような中で、当法人が今年、挑戦していきたいと考えているのが、「対話」と「余白」を大切にしたい組織づくりです。日々の福祉の現場では、迅速な対応や正確さが求められる一方で、慢性的な人手不足や業務の複雑化により、常に時間に追われています。「この忙しい状況で、どうやって余白をつくるのか」という切実な声や葛藤があることも、私たちは十分に理解しています。

しかし、今だからこそ、意識的に「対話」と「余白」をつくらなければならないと感じています。余裕ができたらず対話をするのではなく、厳しい状況だからこそ立ち止まり、互いの声を聴き合うことが必要です。本来の支援は、一人で完結するものではなく、事業所内や外部の方々と構築するチームの「対話」の中から生まれ、育っていくものだからです。

今年度は、忙しい中でも少し立ち止まれる時間を意識してつくることから始めていきます。短い時間でも互いの声に耳を傾け、悩みや迷いを共有し、すぐに答えを出すのではなく、一緒に考える時間を持つこと。その小さな積み重ねが、支援者自身の安心感につながり、結果として利用者支援の質を支える土台になると考えています。

「対話」や「余白」は、決して効率だけでは測れないものです。しかし、人を支える福祉だからこそ、こうした“目に見えにくい時間”を大切にできる組織でありたいと思っています。これからも地域に根ざした社会福祉法人として、人と人とのつながりを大切にしながら、皆さまとともに歩みを進めてまいります。

今後とも、変わらぬご理解とご協力を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

理事長 河野 文美



なぜ地域移行支援・地域定着支援が必要なのか？

～ひらいルミナルの地域移行支援実践～

「入院による治療の必要性が低いにも関わらず、地域社会で暮らすための支援が不足しているために退院できない」。精神科の病棟には、このような「社会的入院」を余儀なくされている方が未だに多くいます。

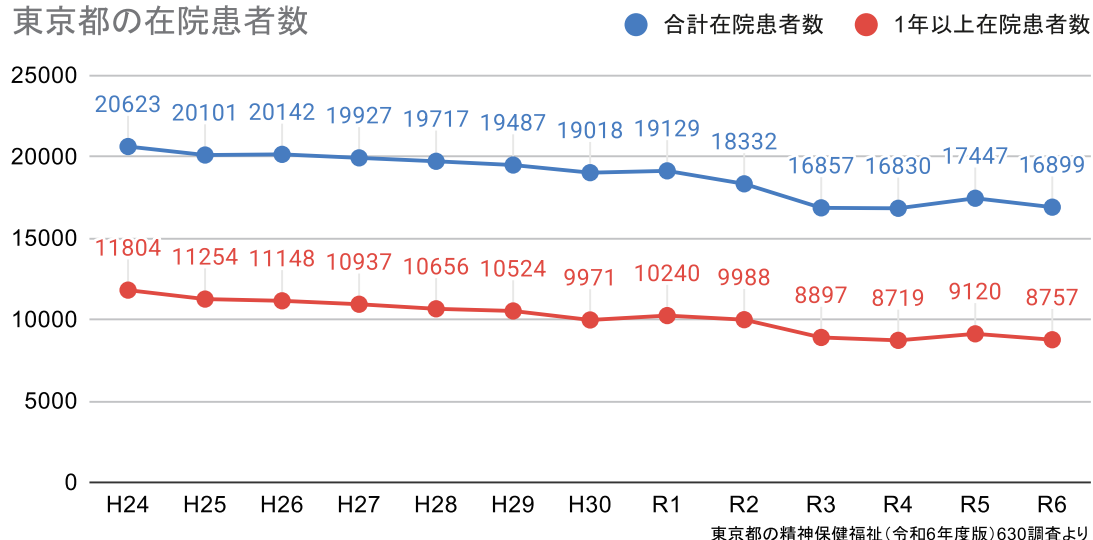
時代とともに精神障害者を取り巻く環境は変わり、平成5年(1993)には法律に「精神障害者」が定義され、平成7年(1995)には退院できる方を地域に送り出す方針で「障害者プラン(ノーマライゼーション7か年戦略)」が打ち出され、平成16年(2004)には「入院医療中心から地域生活中心へ」という政策理念も掲げられました。しかし、以下のデータからも分かるように、令和になった今も、入院中の精神障害者を取り巻く課題の多くは未解決のまま、高齢化という問題に直面しています。地域社会において、精神障害者の方たちを支える体制は、不十分な状況が続いています。以下、包括的に地域生活支援に取り組む当法人の実践も交えて、お伝えします。

都内における長期入院患者等の状況

51.9%
入院者は
1年以上
在院の

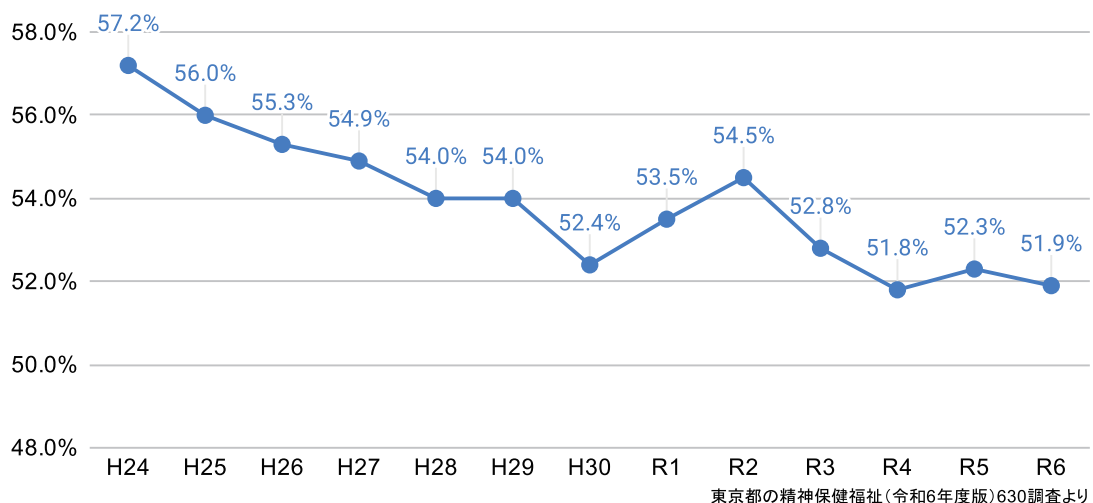
都内の合計在院患者数は16,899人で、そのうち1年以上の入院は8,757人にのびります。

東京都の在院患者数



また、1年以上の在院患者の割合は、減少傾向にはありますが、まだ半数を超えています(令和6年は51.9%)。

東京都の在院患者～1年以上の在院患者割合～

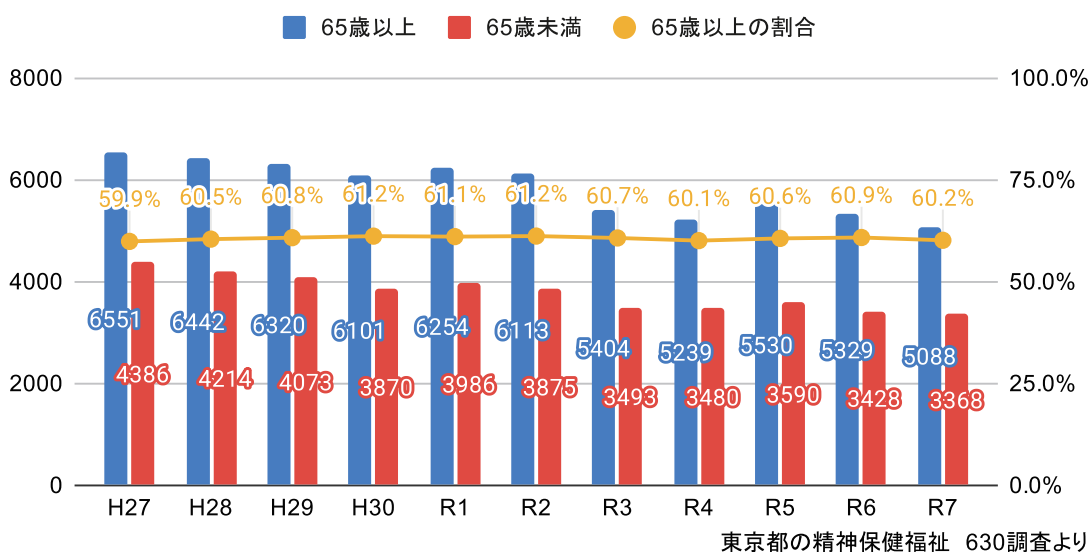


在院期間1年以上の入院者のうち、65歳以上の方はこの10年ほぼ変わらず約6割に上ります(上のグラフ)。また、在院期間1年以上の入院者のうち、約半数は任意入院です(下のグラフ)。実際、私たちは東京都地域移行支援促進事業の業務で、多くの病院に携わっていますが、グループホームや精神障害者が借りられるアパートなど、地域で暮らせる受け入れ体制の整備さえあれば退院できる可能性のある方はまだまだたくさんいらっしゃいます。一方で、患者自身の高齢化という課題も顕著に感じています。

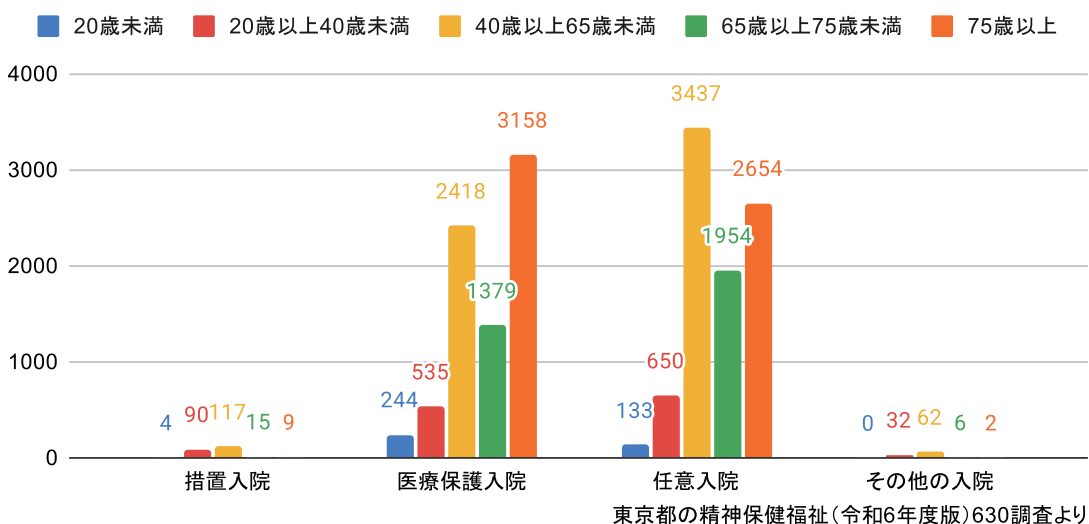
高齢化は、地域移行支援の課題だけではありません。令和7年(2025)は団塊の世代が75歳の後期高齢者になり、国民の5人に1人という「超高齢社会」に突入する年で、これから日本が取り組まなければならない地域課題です。平成7年(1995)に国の指針で進められた地域移行推進から約30年が経過し、高齢化の問題は顕著になり、65歳以上の患者さんが増えました。これからの超高齢社会では、介護保険分野と障害分野の連携の構築は不可欠です。高齢化という地域課題に日本は突入していきませんが、そこにはどのような地域が必要か、それぞれが自分事として考えていく必要があります。

「患者さんが地域移行できる地域は、誰にとっても暮らしやすい地域」といえます。現在、江戸川区自立支援協議会では、地域生活支援拠点の部会がつくられました。「地域生活支援拠点の面的整備に、一人ひとりが意識をもって参画すること」それは、ひらイルミナルが大切にしている、一人ひとりの自己実現と誰にとっても暮らしやすい地域づくりという、法人理念そのものです。

在院期間1年以上の入院者～年代別人数・割合～



在院期間1年以上の入院形態 ～R6年代別～

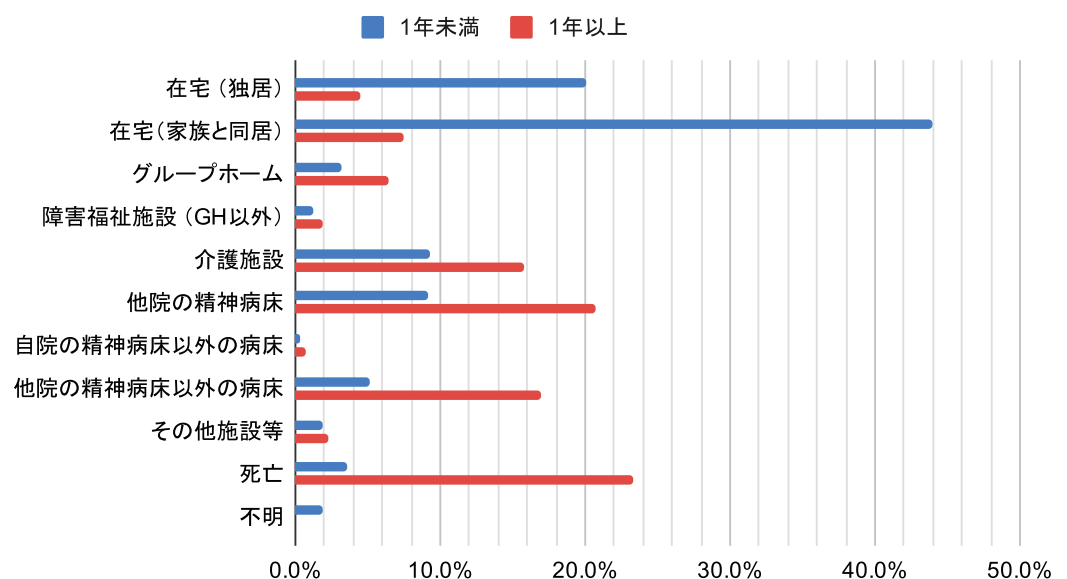


在院期間1年未満の方は青い線があらわすように6割以上在宅に退院しています。しかし、在院期間が1年以上の方の退院先は、「転院」や「転棟」の割合が多く「死亡」も含めると約6割を占めます（上のグラフ）。

在院期間が1年以上の退院患者は1割未満です。9割の方が1年以内に退院していますが、入院が1年以上経過すると在院期間が長期化しやすくなる傾向があります。

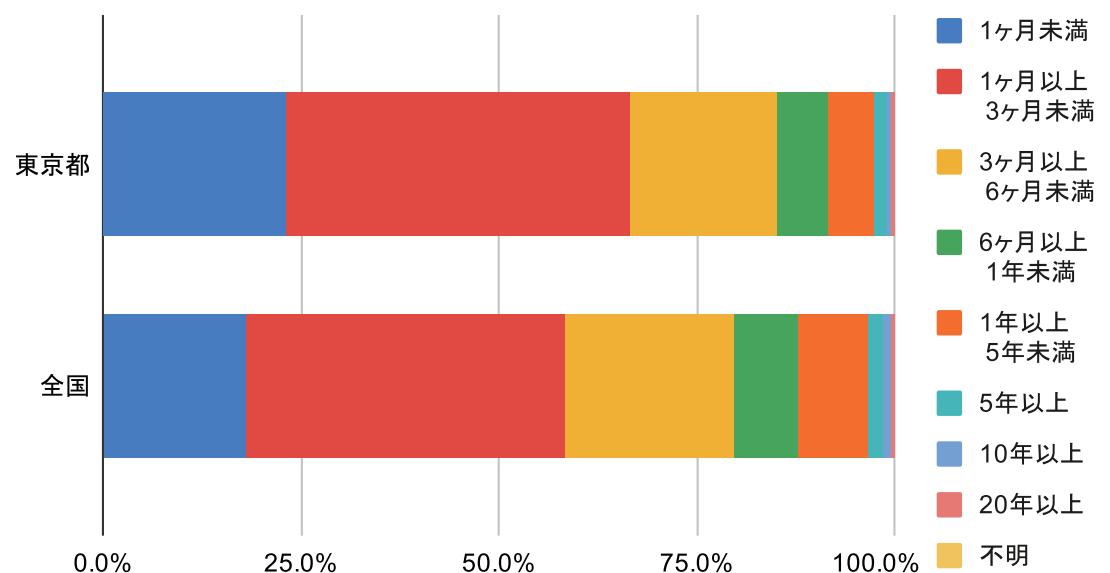
病院によっては、動機づけ、意欲喚起の支援プログラムを行っていますが、1年以上経過した患者さんは、地域からも病院へ出向き、病院と連携して地域移行支援をする必要性がある対象者といえます。

退院後の転帰入院年数別割合（東京都 1年未満、1年以上）



精神保健福祉資料 令和7年度630調査より

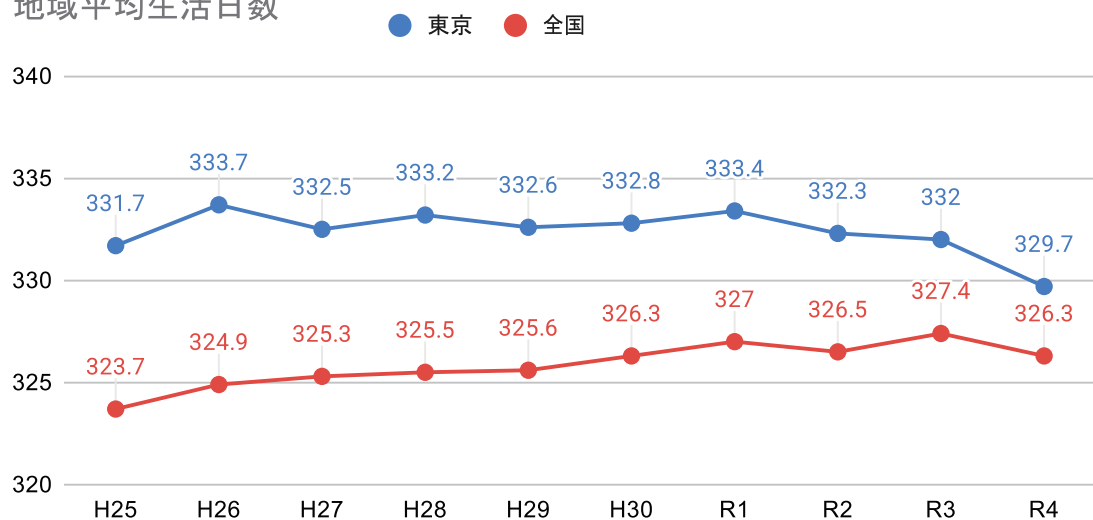
在院期間別退院患者数の割合（東京都、全国）



精神保健福祉資料 令和7年度630調査より

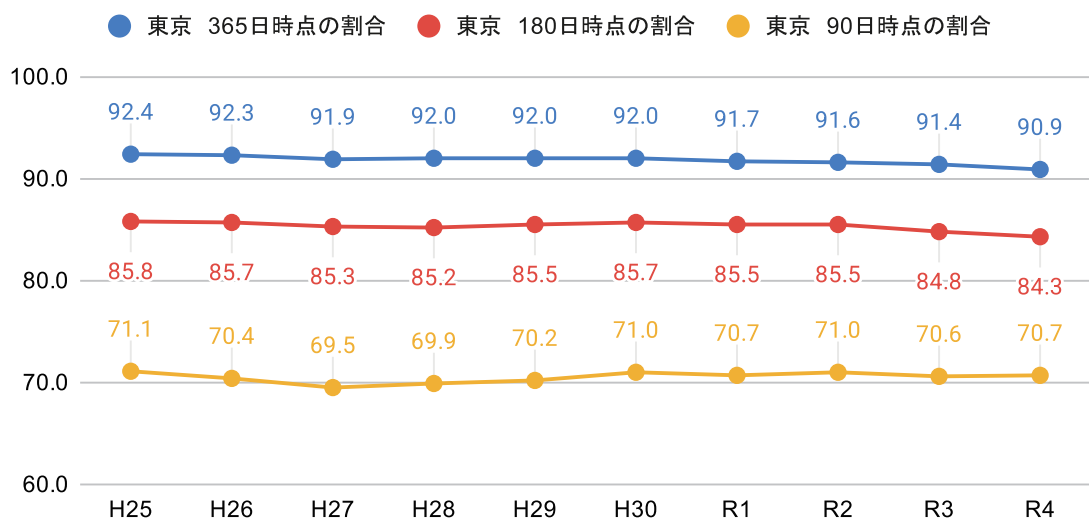
上のグラフは、地域に退院した1年未満在院患者のうち、退院後1年以内の地域での生活日数の平均のグラフです。下のグラフは、入院後の3カ月、6カ月、1年を時点とする退院率で、1年以内での退院率は約90%です。一方再入院に関しては、退院後90日以内に約15%、180日以内に約20%、1年以内に約30%という現状があります。退院した後も安心して暮らし続けるために、地域の体制整備が必要だといえます。

地域平均生活日数



精神保健福祉資料より

入院後時点別退院率(%)



精神保健福祉資料より

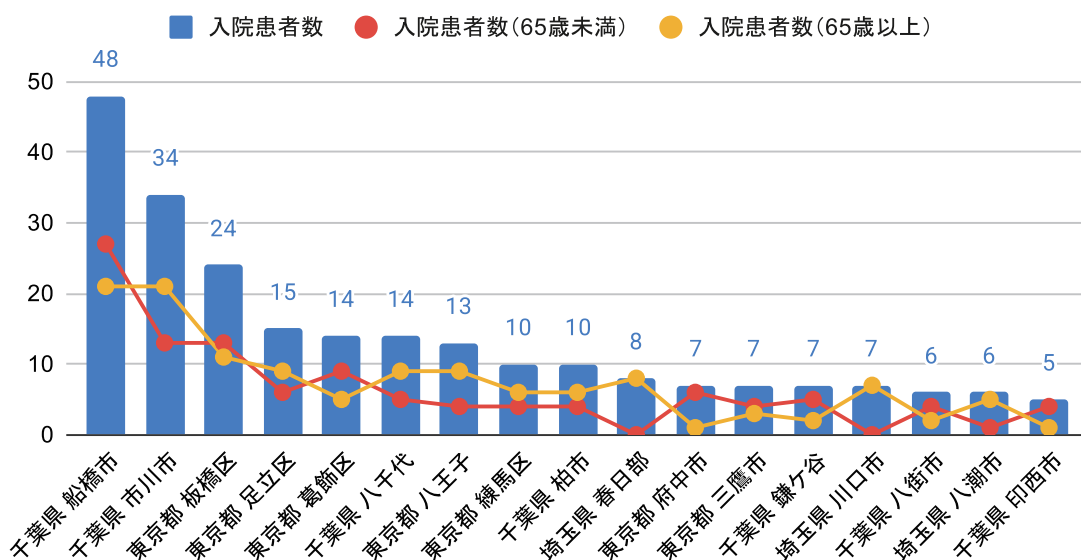
上のグラフは、江戸川区に住所があり、精神科に1年以上入院されている患者の状況です。

江戸川区には精神科病院の入院病床がないため、入院先が非常に広域にわたり分布していることが特徴の一つです。「江戸川区から遠方に入院している」という理由だけでも長期入院等からの退院は難しくなります。故郷へ帰りたけれども帰れないという方も多くいらっしゃるでしょう。

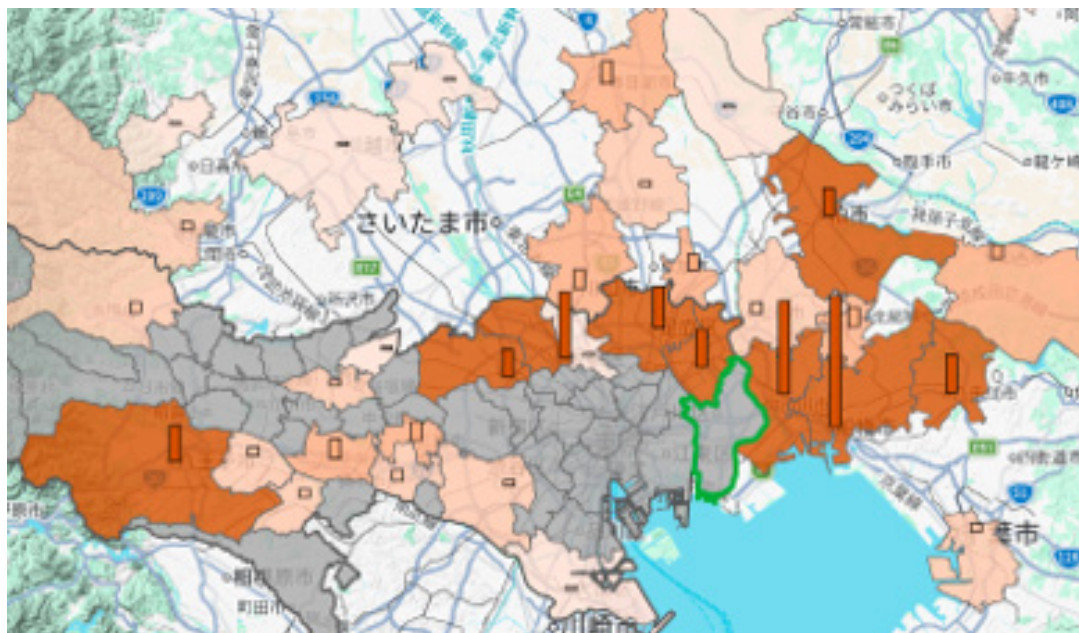
当法人は上述のような状況に対し、地域移行の支援を行うとともに、地域移行後も地域で安定して暮らすことができるよう、地域定着の支援にも力を入れてきました。

江戸川区を元住所とする1年以上入院患者の病院住所(2024)

(入院患者数5名以上の住所)

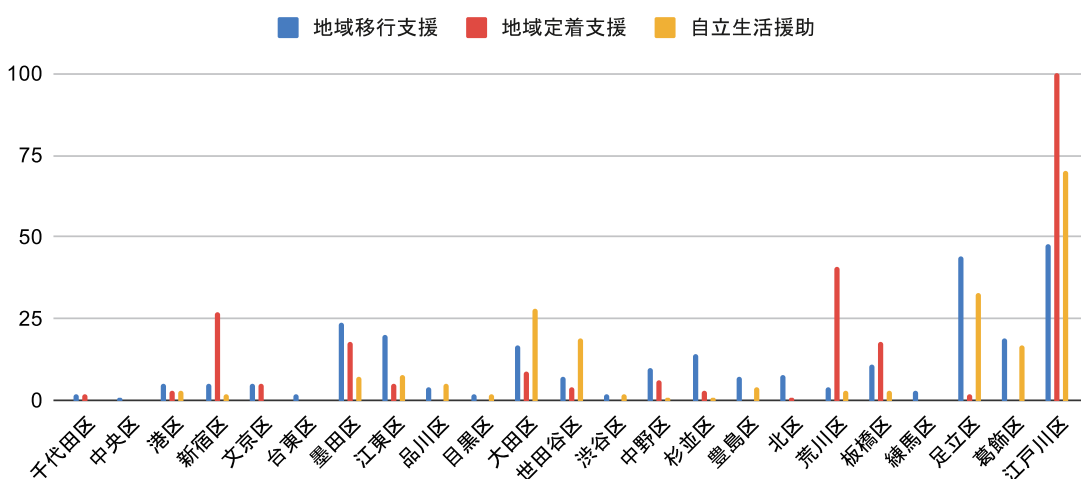


ReMHRADAより作成



下の図から、江戸川区は地域移行支援・地域定着支援の実績が都内で最も多いことが分かります。地域移行支援を担う相談支援事業所は、現在8カ所あります。入院中から体験宿泊を利用しやすい土壌があったことに加え、江戸川区内の事業所同士のネットワークへの前向きな意識や取り組みが波及し、実績につながったと考えます。江戸川区には、前述の通り、精神科病床を持つ病院がなく、遠方入院していた方が区内へ戻るためには大きな負担がかかります。地域移行支援の更なる体制整備について、地域移行支援事業者と保健所の連絡会を通して、継続して協議していくことが重要です。

東京23区別地域移行支援、地域定着支援、自立生活援助の給付状況



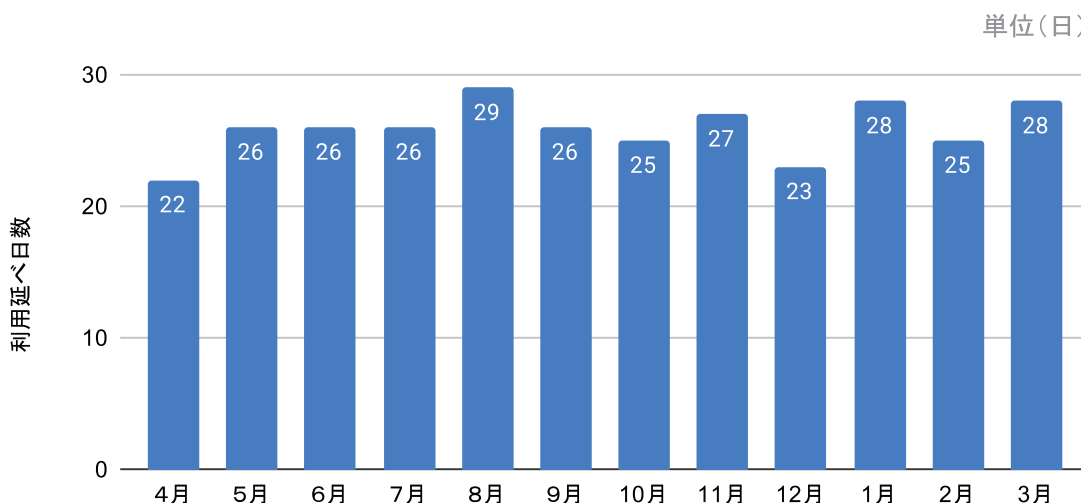
令和7年度圏域別会議事前アンケートより作成

江戸川区は、地域移行支援・地域定着支援が制度化される以前、平成21年度(2009)から独自に江戸川区精神障害者自立生活体験事業という宿泊体験の事業を開始し、区民で入院生活をしている方と地域生活をしている方に対して宿泊の場を設け、地域生活が身近に感じられるようにするための体制を整えていました。江戸川区は入院できる病院がないからこそ地域が発展してきたとポジティブにとらえることもできます。江戸川区(特に保健所)の特徴は、病院がない地域だからこそ必要なサービスは何か、地域移行から地域で安心して暮らせるまでの制度の狭間のすべてを網羅する仕組みは何かを考えたことにあり、結果として委託事業として体制整備を進めてきたことが、実績につながっています。

こちらは、令和 7 年度（2025）当法人の江戸川区自立生活体験事業の資料です。本事業は、平成 24 年度、国が計画相談事業を整備した時に、入院生活をしている方の宿泊については地域移行支援の給付対象に変更されました。現在は、地域生活をしている方々を対象として、当法人と特定非営利活動法人東京ソテリアが受託しています。当法人ではグループホーム遊牧舎が実施事業所となっています。

月別利用日数を見ると**居室を使用した日数は年間 311 日**で、需要が高いことが分かります。単身生活やグループホームなど自立した生活を目指す方、体調悪化を防ぐ休息にも使える本事業は、多様なニーズに応えられる、効果的な社会資源の一つといえます。

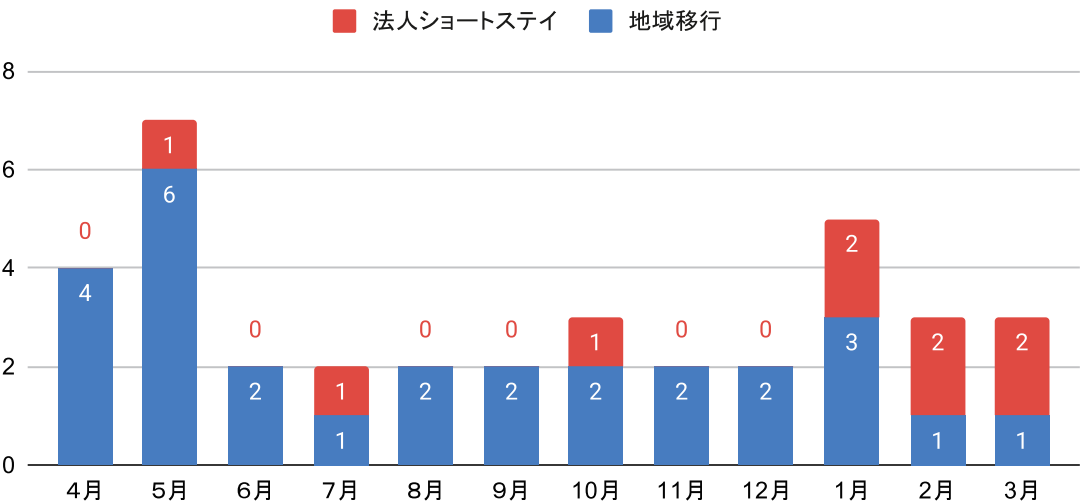
自立生活体験事業 月別利用延べ日数(2025)



現在の当法人では、後述のとおり短期入所事業の運営ができません。そのため、短期入所を必要とするニーズに対しては、公益事業の法人ショートステイ事業という建付けで実施することとしました。法人独自事業であるため、国からの給付はいただけませんので、地域移行支援の給付対象者からの収入、および医療観察法の方々の収入などの利益分を活用して、体験時の居室家賃相当分の負担を補って、地域移行支援のサービスを使う前（プレ地域移行）に体験宿泊サービスが必要な入院患者さんの体験宿泊と、自立生活やレスパイト目的が必要な区外の地域にお住まいの方に対して、無償で支援を行っています。このように一部無償で支援を提供している理由は、8年要望していた地域活動支援センターⅠ型プロポーザルで、都営住宅の使用が特定非営利活動法人では該当しなかったため、地域活動支援センターⅠ型受託の条件となる社会福祉法人へ法人格の変更をした際「1000万特例」で設立したことが起因です。当法人は、平成 30 年に江戸川区の多大な協力のもと、3カ月という異例の短い期間で社会福祉法人化を実現していますが、その際、設立に必要な資本金が1000万円の「グループホーム特例」という方法で社会福祉法人化を選択したため、社会福祉法の制度上、グループホーム遊牧舎は短期入所事業を運営することが出来なくなりました。

グループホーム特例を廃止し、短期入所事業を運営に舵を切るには、社会福祉法に則り、1億円の資本金が必要ですが、これは早急に用意ができる金額ではありません。

しかし、近隣で体験宿泊を行っている事業所が少なく、当時は体験宿泊ができない事態に大きな混乱が生じ、地域の方々から体験宿泊に対して多くの要望がありました。地域の窓口となる現場の職員から、ニーズに応えたいという強い思いが法人に上がり、現在、一部無償の運営をしています。これからも、地域のニーズに応え、必要な社会資源を提供し続けるために、今後事業をどのように運営するか、協議していく必要があります。



体験宿泊をせずに行う地域移行支援は、精神科病床が無い江戸川区の特性上極めて困難です。入院中から地域生活の疑似体験を経験する中、どのような支援が必要か、どのような生活資源が活用できるかなどを、本人も支援関係者も知ることが地域移行を促すと考えています。江戸川区の体験宿泊を促す土壌が、地域移行支援の実績につながっています。

以下、地域移行支援、地域定着支援の詳細です。令和 7 年度の新規の地域移行支援対象者は 6 名、継続者も含め、そのうち 7 名が退院しました。相談支援センターくらふとは、令和 6 年度から千代田区の基幹相談支援センターと兼務で、千代田区エリアの計画相談業務を担っています。令和 7 年度の千代田区的地域移行支援者は 6 名と、委託を受けた当初の目標 (3 名) を上回る実績となりました。また、年度末に行ったアート展 (名称: オーライ展) も地域移行を区民に知ってもらうために開催しましたが、入院患者や病院関係者にも反響が大きく、地域とのつながりを得る機会となりました。

利用者数の推移

単位 (人)

地域移行支援	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
新規契約者数	0	0	0	1	4	0	0	0	0	0	1	0	6
契約終了者数	1	1	0	1	0	0	0	1	1	0	2	0	7
利用者数 (請求ベース)	6	4	5	5	5	6	3	3	3	3	3	4	52

地域定着支援	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
新規契約者数	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	1	0	2
契約終了者数	0	1	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	2
利用者数 (請求ベース)	13	13	12	12	12	12	13	13	13	13	14	14	158

令和 7 年度の相談支援センターくらふとの地域移行支援対象者の体験宿泊利用実績です。くらふとでは毎月以下の利用状況からも、いかに体験宿泊に力を入れているかということが見て取れます。

単位 (人)

地域移行支援の体験宿泊	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	累計
グループホーム遊牧舎	6	3	0	0	3	8	6	13	2	2	0	0	43
ソテリアハウス	4	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9
ハウス北小岩	3	7	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0	14
自宅	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他	2	3	8	6	0	0	0	0	0	0	0	3	22
合計	15	18	9	9	3	8	6	13	2	2	0	3	88

グループホーム
遊牧舎の
地域移行支援及び
プレ地域移行体験
宿泊受け入れ先

相談支援センターくらふとの
地域移行支援・
地域定着支援の実績

相談支援センターくらふとの
地域移行支援時の
体験宿泊利用件数

江戸川区でも「どこにどんな患者さんがいるのか」、実態調査を進め、患者さんは「どんな支援が必要なのか」ヒアリングをすることで、実際に必要な地域の社会資源が分かります。そのヒアリングには、実際にこの町で暮らしているピアサポーターの力も借りて、地域課題やニーズを整理していくことも有効で、即ち地域移行支援を戦略的にアプローチすることが必要と考えます。

長期入院患者さんには、長らく入院しているために、「地域に出て暮らすイメージがわからない」、「想像ができない」昔は「退院したい」と思っている、いろいろなことを諦めてしまった方がたくさんいます。それらの方々が前向きに退院を考えるには、心情的にも時間がかかる方もいらっしゃると思います。時代が変わったからといって、いきなり地域の知らない方がやってきて、自分の退院を勧めてきたら、それは、恐怖、不安でしかないという患者さんもいらっしゃいます。地域移行の動機づけ支援、意欲喚起支援とは、実践で「退院しましょう」と前のめりに伝えていくことではありません。まずは、病棟内と丁寧なやり取りを繰り返し、地域の方々が病院へ入っていく方法を模索します。地域の風を入れながら、地域のピアサポーター（精神疾患のある、入院経験などの体験があるなど患者さんと通じる経験を有する方々）は患者さんと関係づくりの時間を重ね、寄り添いや共感、自然な会話から地域で暮らしている日常の営みを伝えていく。そんな関わりをしながら、患者さんの意思決定に寄り添う。患者さんが自ら「また前に進んでみようかな」と思えるようなきっかけの種をまく。それを指して、ピアサポーターが実践する意欲喚起といいます。例えば、「おむつをしているから退院できない？」と質問する患者さんに対し、「おむつしてる人、いっぱいいますよ」「自分の通所先にもいますよ」「ヘルパーさんが移動や日常生活を手伝ってくれます」と、ピアサポーターが身近な日常の営みや自分の実体験を発信して、地域の情報をお届けします。それは、患者さんのみならず、病院のスタッフの方々に変化をもたらしました。「〇〇できないから退院できない」という弱みに着目する視点が和らぎ、自立への捉え方に変化が起きていくと、「退院できるかもしれない」と思えるようになる。ピアサポーターの効果は、患者さんのみならず、病院に新しい風を入れる波及効果があります。遠方の病院の入院患者さんが、自分で「退院したい」と発信し、調整やマネジメントすることはなかなかできません。施設症（ホスピタリズム）の方に対し、退院への動機づけを病院だけにお任せするのではなく、病院と地域で連携しあって、地域移行を推し進める必要があります。



(上) ヒーリングライツ：
音楽 OT プログラムの病棟訪問

(下) 「ピア啓発チームとなび」：
病院イベント参加し患者さんと交流

精神障害は身近な存在

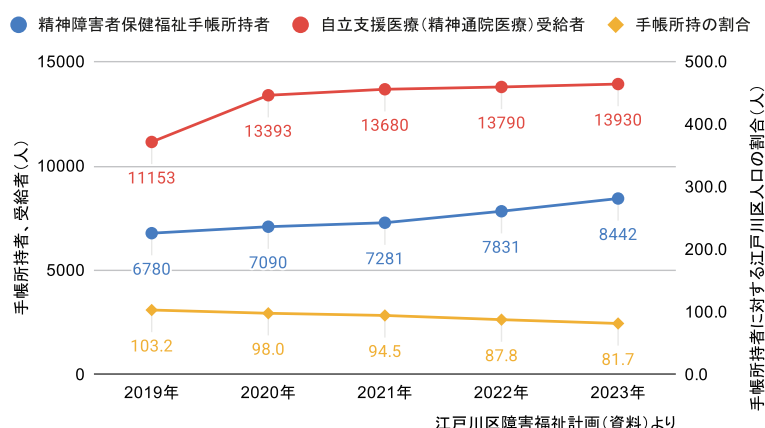
区民の81人に
1人が手帳を所持

右のグラフは、江戸川区福祉計画より作成した精神障害者保健福祉手帳所持者数、自立支援医療（精神通院医療）の受給者数の推移です。

いずれも毎年増加しており、精神障害者保健福祉手帳所持者数は、令和5年(2023)現在で

8442人。自立支援医療（精神通院医療）受給者は13,930人です。江戸川区の人口は689,576人（2024年3月時点）ですから、およそ81.7人に1人が精神障害者保健福祉手帳を所持しています。精神障害は、誰にとっても身近なもので、他人事ではないのです。

精神障害者保健福祉手帳所持者と自立支援医療（精神通院医療）受給者の推移



ピアサポーターが
取り組む地域づくり
インクルーシブ教育のピアサポーター実践

精神障害とは、見た目では分かりづらいこと、症状も対応も配慮も一人ひとり違うことから、理解されにくいという壁があります。「ピア啓発チームとなび」は、江戸川区精神障害者ピアサポーター支援事業の修了生の有志とスタッフとで協働し、障害の生きづらさや多様な社会を伝えながら、誰もが暮らしやすい社会をつくるための啓発活動をしています。ピア啓発チームとなびは、誰もが安心して暮らせる地域づくりの取り組みの一つ、「インクルーシブ教育」「メンタルヘルスリテラシー教育」のピアサポーター実践として、平井小学校で3年前から、3年生から5年生までの授業を展開してきました。学校との連携も深まり、「保健室にピアサポーターがいたらいい」という提案もあがりはじめています。今後、ピアサポーターが学校教育の場でどのような活躍の方法があるか模索していきます。「メンタルヘルスリテラシー教育」とは、こころの不調や精神疾患についての知識を得ることで、病気を予防し、自分のこころの不調に気づいて周りの大人や友だち、専門相談機関などに相談できる力をつけていくことをめざす教育です。世界保健機関（WHO）によれば、生涯のうち4人に1人は何らかの精神疾患にかかるとされており、その発症のピークは10代後半から20代にあるため、精神疾患は「若者の病気」ともいえます。また子どもたち自身だけでなく、家族、友人、将来の職場の仲間など、誰もが精神疾患と関わる可能性があり、その基礎知識や対処法は生きるために欠かせない情報です。海外では「学校メンタルヘルスリテラシー教育(学校MHL教育)」が積極的に取り組まれている一方、日本では長らく学校カリキュラムに位置づけられてきませんでした。しかし、新学習指導要領において約40年ぶりに精神疾患に関する記述が復活し、高校の保健体育に「精神疾患の予防と回復」が追加され、令和4年度(2022)から実施されています。これは、日本の学校教育において子どもたちが精神疾患について学ぶ大きな機会であり、社会的にも重要な一歩です。こうした流れを踏まえ、本区においても小学校の段階から子どもたちがこころの健康を理解し、相談できる力を養う取り組みを推進する必要があります。当法人はその趣旨に応え、積極的に協力しています。

「ピア啓発チームとなび」：
平井小学校啓発授業



令和7年度の
会議一覧

理事会

第1回 6月5日

- 1) 決議事項
 - (1) 就業規則改定の件
 - (2) 賃金規程改定の件
 - (3) 令和6年度事業報告の件
 - (4) 令和6年度決算報告の件
 - (5) 理事・監事候補者選任の件
 - (6) 評議員会招集の件
- 2) 報告事項
 - (1) 理事長の職務執行状況

第2回 6月24日(招集手続の省略により開催)

- (1) 理事長1名選定の件(河野氏)

第3回 11月13日

- 1) 決議事項
 - (1) 育児・介護休業等規程改定の件
 - (2) 就業規則改定および再雇用規程の件
 - (3) 就労継続支援B型事業の工賃規程の件
 - (4) 地域活動支援センターこまつがわ利用者預り金等管理規程の件
 - (5) 役員賠償責任保険加入の件
 - (6) デザイン部設置の件
- 2) 報告事項
 - (1) 事業の中間報告について
 - (2) 地域活動支援センターこまつがわの利用者支援会議について
 - (3) 法人ショートステイ事業の利用者負担金について
 - (4) 就労継続支援B型事業の進捗状況について
 - (5) 滞在型グループホームの新規設置について
 - (6) 理事長の職務執行状況について

評議員会

第1回 6月24日

- 1) 報告事項
 - (1) 令和6年度事業報告の件
- 2) 決議事項
 - (1) 令和6年度決算(計算書類及び財産目録)の承認の件
 - (2) 理事6名の選任の件(辞任:石井氏 選任:河野氏/會田氏/坂田氏/森田氏/藤井氏/野路氏)
 - (3) 監事2名の選任の件(齊藤氏/児島氏)

第4回 2月19日

- 1) 決議事項
 - (1) 就業規則改定および再雇用規程の件
 - (2) 第1次補正予算の件
- 2) 報告事項
 - (1) 寄附金の受領について
 - (2) 中期経営計画について
 - (3) 東京都指導監査について
 - (4) 就労継続支援B型事業の進捗状況について
 - (5) 理事長の職務執行状況について
 - (6) クレジットカード不正利用について
 - (7) 令和6年度の労働紛争の経過について

第5回 3月12日

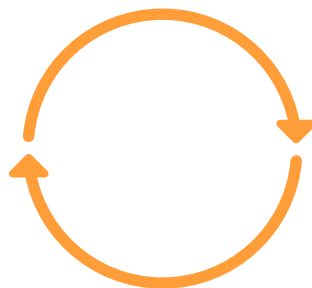
- 1) 決議事項
 - (1) 施設長の異動、就任の件
 - (2) 令和7年度事業計画の件
 - (3) 令和7年度予算案の件
- 2) 報告事項
 - (1) 理事の職務執行状況の報告

令和7年度の
役員等一覧

理事	6名	河野 文美 會田 真一 坂田 晴弘 森田 祐輔 藤井 亘 野路 和之	社会福祉法人ひらイルミナル 理事長 グループホーム遊牧舎 所長 相談支援センターくらふと 所長 社会福祉法人ひらイルミナル 事務局長 一般社団法人東京都相談支援専門員ネットワーク 代表理事 特定非営利活動法人 わかくさ福祉会 理事長
監事	2名	齊藤 栄太郎 児島 史篤	税理士法人齊藤会計事務所 公認会計士 江戸川区認可小規模保育所 にっこりハウス園長
評議員	8名	安田 真弓 生駒 真菜 伊藤 逸生 吉田 光爾 志村 優子 北川 由紀夫 吉澤 浩一 芳賀 美行	江戸川区景観まちづくり団体水辺環境創造グループ代表 法律事務所たいとう 弁護士 いとうメンタルクリニック 院長 東洋大学 ライフデザイン学部生活支援学科 教授 特定非営利活動法人つばみ 理事長 佐久大学 人間福祉学部人間福祉学科 教授 特定非営利活動法人江戸川区相談支援連絡協議会 理事長 平井東自治会 会長

一人ひとりの自己実現と、誰にとっても暮らしやすい地域づくり

一人ひとりの
自己実現



誰にとっても
暮らしやすい
地域づくり

私たちが目指すこと
(ビジョン)

この理念は、ひらいるミナルの力だけでは実現しません。一人ひとりの自己実現にも地域づくりにも地域の方々の力が必要です。私たち法人が提供するサービスを利用する方々のニーズに合った体制を地域の方々からご理解・ご支援をいただきながら創ることが大切だと考えます。

自己実現の ために

自分一人では実現が難しいことや、生活上の困りごと。これらは人や社会とのかかわりの中で解決されていきます。私たちは、地域の方々からご理解・ご支援をいただきながら、また関係機関の方々との連携を大切にしながら、一人ひとりに合ったオーダーメイドの支援が提供できるよう常に努めます。

地域づくりの ために

障害のある方が抱える困難は、その方個人だけの課題ではなく、その方と地域環境との関係の中で生じている課題とも言えます。私たちは、福祉専門職であると同時に地域で暮らす住民でもあり、その課題を自分ごととして捉えることで、より暮らしやすい地域づくりにつなげます。

私たちは、江戸川区内で障害者福祉サービスなどを展開している社会福祉法人です。日々、一人ひとりの「暮らし」や「生き方」をかたちづくとともに、暮らしのなかで感じる生きづらさからの解放を考え続けています。障害があっても、「障害者」という言葉に縛られない、一人の生活者として向き合えるように。そんな支援を目指しながら、障害のあるひととそうでないひと、誰もが暮らしやすい地域づくりをしています。

私たちの
ミッション

ワンストップ
ケアマネジメント
アウトリーチ
フットワーク
ネットワーク
チームワーク

私たちは、受けた相談をたらいまわししません
私たちは、一人ひとりの思いに寄り添い、チームで支援します
私たちは、セーフティネットにつながらない方にも手を伸ばします
私たちは、足を使って、顔の見える支援をします
私たちは、社会資源どうしをつないで、面の支援をします
私たちは、本人を含む皆で支え合う、チームづくりを大切に、取り組みます

私たちが
大切に
価値・基本姿勢

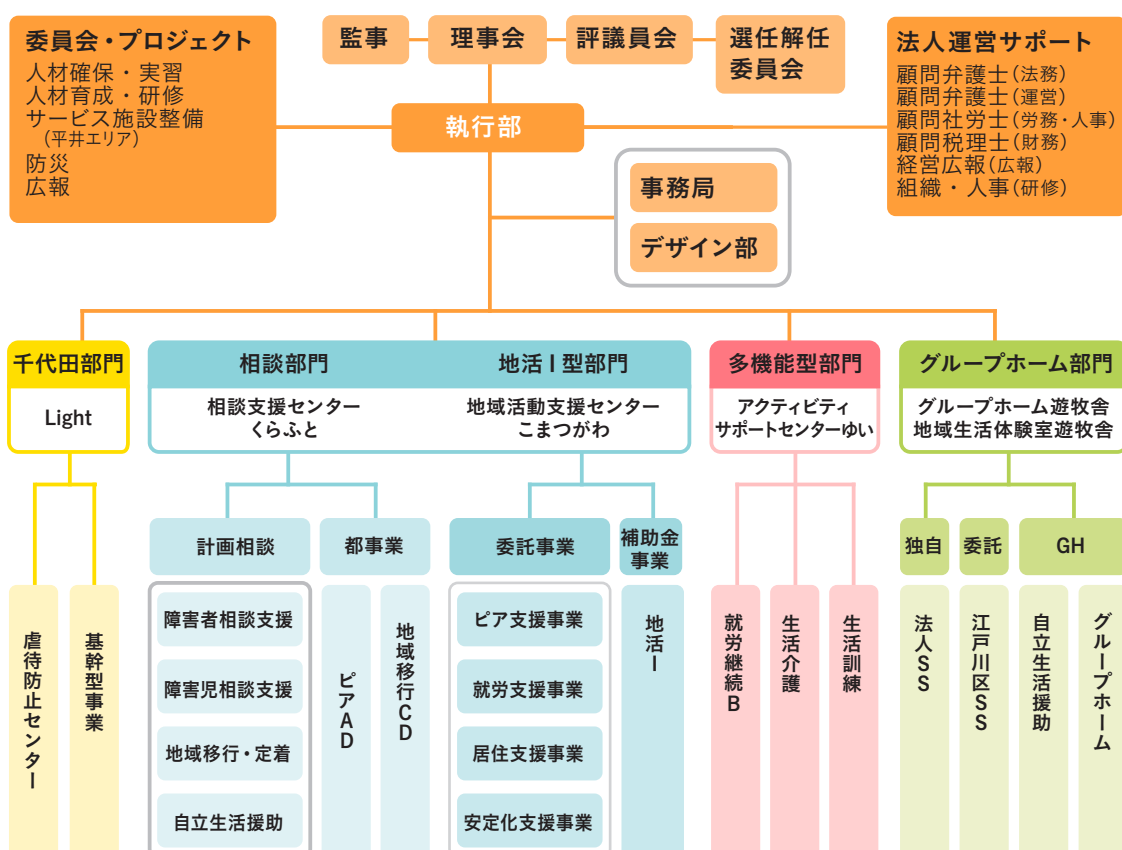
中立性 利用者本人を中心とした、様々な関係の間に立つこと
素人性 障害・症状により対象を一方的に区別せず生活者の視点を心がけること
柔軟性 固定的な考え方にとらわれないこと
創造性 必要な社会資源や技術等を創り出すこと
機動性 必要な時に必要なアクションを起こすこと
人間性 自他尊重を基本とし、ともに成長できる関係性をつくること

法人名称	社会福祉法人 ひらイルミナル
設立	平成 31 年 3 月 15 日
法人事務局	〒134-0091 東京都江戸川区船堀 1-4-10 第二乙女屋マンション 702 電話：03-6661-3434 ファクシミリ：03-6661-3435 info@hirai-luminal.or.jp
理事長	河野文美(こうのふみ)
従業員数	55 名(男性 18 名、女性 37 名/令和 8 年 3 月末現在) 内訳(遊牧舎:①7名②4名/ゆい:①7名②11名/こまつがわ:①6名②1名/くらふと:①3名②1名/Light:①6名②1名/事務局:①6名②2名)※①常勤②非常勤

事業の種類

- | | |
|--|--|
| <p>1. 第二種社会福祉事業</p> <p>イ. 障害福祉サービス事業の経営</p> <p>ロ. 地域活動支援センターI型の経営</p> <p>ハ. 一般相談支援事業の経営</p> <p>ニ. 特定相談支援事業の経営</p> <p>ホ. 障害児相談支援事業の経営</p> | <p>2. 公益事業</p> <p>イ. 精神障害者自立生活体験事業の経営</p> <p>ロ. 法人ショートステイ事業の経営</p> <p>ハ. 精神障害者ピアサポーター支援事業</p> <p>ニ. 精神障害者就労支援事業</p> <p>ホ. 精神障害者居住支援事業</p> <p>ヘ. 精神障害者居住支援に係る緊急時対応事業</p> <p>ト. 江戸川区精神障害者地域生活安定化支援事業</p> <p>チ. 精神障害者地域移行促進事業</p> <p>リ. 千代田区障害者よろず相談事業の経営</p> |
|--|--|

所轄庁 東京都



こちらは法人全体の組織図です。今年度の大きな変化として、上部に「執行部」が新設されました。理事長・事務局長・総合施設長の三役で構成し、法人全体の意思決定を担います。各事業所は、地活I型・相談部門のくらふととこまつがわ、グループホーム部門の遊牧舎、多機能型部門のゆい、千代田部門のLight、という構成です。また委員会・プロジェクトとして、人材確保・育成、サービス施設整備(平井エリア)、防災、広報の各チームが活動しています。法人運営のサポートとして、弁護士・社労士・税理士・経営広報など外部専門家との連携体制も整えています。

平成 2年	12月	墨田区の母体から江戸川区へ「江戸川区西部に作業所をつくる会」を開設
平成 4年	4月	精神障害者共同作業所 悠遊舎えどがわ 開設
平成 7年	4月	精神障害者共同作業所 悠歩舎 開設
平成13年	7月	特定非営利活動法人 えどがわ悠人会(以下えどがわ悠人会) 法人設立
平成14年	10月	グループホーム遊牧舎 開設
平成21年	4月	江戸川区精神障害者自立生活体験事業を受託
平成22年	5月	東京都指定相談支援事業くる・ゆい 開設
平成23年	12月	特定非営利活動法人ヒーライトねっと(以下ヒーライトねっと) 法人設立
平成24年	4月	ヒーライトねっとが事業譲受(グループホーム・ケアホーム遊牧舎/ 東京都指定相談支援事業くる・ゆい/江戸川区精神障害者自立生活体験事業)
		自立訓練(生活訓練)事業 アクティビティサポートセンターゆい 開設
		東京都指定相談支援事業くる・ゆいから相談室くるんと名称変更し計画 相談実施
平成25年	4月	相談支援センターくらふと 開設
		江戸川区精神障害者地域生活安定化支援事業を受託
平成26年	11月	自立訓練(生活訓練)・生活介護多機能型事業所アクティビティサポートセ ンターゆいに変更
平成27年	8月	相談室くるん終了し、相談支援センターくらふとへ統合
平成30年	9月	相談支援センターくらふと 自立生活援助開始
	12月	社会福祉法人申請のため、グループホーム遊牧舎 短期入所事業を廃止
平成31年	3月	社会福祉法人ひらイルミナル 法人設立
	4月	グループホーム遊牧舎 ひらイルミナルが事業譲受
		江戸川区精神障害者自立生活体験事業 ひらイルミナルが受託変更
		地域活動支援センターこまつがわ 開設
令和元年	6月	グループホーム遊牧舎 グループホーム特例のため短期入所事業が運営で きない課題解決に
		法人ショートステイ事業を開設(社会福祉法人の公益事業)
令和 2年	4月	江戸川区精神障害者居住支援事業、江戸川区精神障害者就労支援事業、 江戸川区精神障害者ピアサポーター育成事業を受託
	7月	グループホーム遊牧舎 自立生活援助事業 開始
令和 3年	4月	アクティビティサポートセンターゆい ひらイルミナルが事業譲受
		相談支援センターくらふと ひらイルミナルが事業譲受
		江戸川区精神障害者安定化支援事業 ひらイルミナルへ受託変更
		東京都グループホーム活用型ショートステイ事業を受託
		東京都精神障害者地域移行促進事業を受託
令和 5年	4月	ピアサポーター活用アドバイザーを含めた、東京都精神障害者地域移行促 進事業の受託拡大
令和 6年	4月	千代田区障害者よろず相談Light(ライト)を受託
令和 8年	3月	アクティビティサポートセンターゆい 就労継続支援B型事業を開始

介護サービス包括型グループホーム 地域生活体験室 遊牧舎

介護サービス包括型共同生活援助事業（東京都指定 事業所番号 I322303874）
自立生活援助事業（東京都指定 事業所番号 I312304197）
精神障害者自立生活体験事業（江戸川区委託）
法人ショートステイ事業（法人独自の公益事業）

〒132-0035 東京都江戸川区平井3-23-6 TSビル1階
Tel:03-5836-5170 Fax:03-5836-5171 yubokusya@hirai-luminal.or.jp

アクティビティサポートセンターゆい

自立訓練（生活訓練）事業（東京都指定 事業所番号 I312304288）
生活介護事業（東京都指定 事業所番号 I312304288）
就労継続支援B型事業（東京都指定 事業所番号 I312304288）

〒132-0035 東京都江戸川区平井5丁目14-10 協和物産平井駅前ビル3・5階
Tel:03-5655-7053 Fax:03-5655-7054 yui@hirai-luminal.or.jp

地域活動支援センター こまつがわ

地域活動支援センターI型（江戸川区補助）
精神障害者居住支援事業（江戸川区委託）
精神障害者就労支援事業（江戸川区委託）
精神障害者ピアサポーター支援事業（江戸川区委託）
精神障害者地域生活安定化支援事業（江戸川区委託）

〒132-0034 東京都江戸川区小松川2-9-2-1F
Tel:03-5858-6421 Fax:03-5858-6422 komatsugawa@hirai-luminal.or.jp

相談支援センターくらふと

一般相談支援事業（東京都指定 事業所番号 I332304060）
特定相談支援事業（江戸川区指定 事業所番号 I332304052）
障害児相談支援事業（江戸川区指定 事業所番号 I372301380）
自立生活援助事業（東京都指定 事業所番号 I312304270）
精神障害者地域移行促進事業（東京都委託）
ピアサポーター活用アドバイザー事業（東京都委託）

〒132-0034 東京都江戸川区小松川2-9-2-1F
Tel:03-5858-6025 Fax:03-5858-6026 craft-soudan@hirai-luminal.or.jp

千代田区障害者よろず相談 Light（ライト）

障害者よろず相談事業（基幹相談支援センター／千代田区委託）

〒100-0003 東京都千代田区一ツ橋1-1-1 パレスサイドビル1F
Tel:03-6269-9755 Fax:03-6269-9754 light@hirai-luminal.or.jp